議事要旨(1) IASB公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」へのコメント対応

冒頭、小賀坂副委員長より、IASB公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念ED」という。）へのコメント対応について、審議資料に基づき説明がなされた。続いて、関口常勤委員及び紙谷客員研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの主な回答は次のとおりである。

第 1 章「一般目的財務報告の目的」及び第 2 章「有用な財務情報の質的特性」

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 「非対称性としての慎重性」に関する事務局のコメント文案に反対する。コメント文案では、概念フレームワークの第 2 章で「非対称性としての慎重性」を議論すべきではないという IASB の見解に同意する一方、「非対称性としての慎重性」の考え方が基準開発プロセスにおいて重要としており、なぜ概念フレームワークと会計基準プロセスにおいて異なる考え方となるのか。

  これに対して、事務局より、次の回答がなされた。
  - 事務局によるコメント（案）では、概念フレームワークと IASB による基準開発プロセスにおける考え方とが整合すべきでないと主張している訳ではなく、概念フレームワークの第 5 章「認識及び認識の中止」において「非対称性としての慎重性」という用語を用いることなく、その考え方に言及することを提案しており、これによって、概念フレームワークと今後の基準開発との整合性を図ることができるとしている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 「信頼性」を復活しないことに強くは反対しないという意見が ASAF 対応専門委員会において聞かれたことに関して、どのような趣旨で発言されたか確認したい。

  これに対して、事務局より、次の回答がなされた。
  - 専門委員会では、「忠実な表現」よりも「信頼性」の方が分かりやすいため、「信頼性」を残した方が望ましいが、両者の意味が整合的なのであれば、強くは反対しないという趣旨のコメントが示されていた。

第 6 章 「測定」

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 「歴史的原価」というラベルを「原価ベースの測定基礎」とした方が良いとする事務局のコメント（案）に賛成するものの、「現在価値」というラベルについては、

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

どのように考えているのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- コメント文案では、2015 年 3 月の ASAF 会議に提出したペーパーにおける記述内容と整合的に、測定基礎を 2 つの区分（歴史的原価と現在価値）に分類するのではなく、以下に基づいて分類することを提案している。
  - ✓ 測定におけるインプットを更新するかどうか、及び、その程度
  - ✓ 市場参加者の仮定又は企業固有の仮定のいずれを採用するのか

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 複数の測定基礎(dual measurement)に関して課題提起している事務局の文案を強く支持する。しかし、当委員会のこれまでの主張では、財政状態計算書の測定基礎と財務業績計算書の測定基礎が異なる場合に両者を連結するものとしてその他の包括利益（OCI）を捉えており、両者の差額から OCI が導かれるとしている。この考え方とコメント文案の図表における OCI の決定の順序に記述されている内容とが整合していないのではないか。
  - コメント文案において「キャッシュ・フローのシナリオは、企業の事業活動がどのように行われているかに基づいて予測される」と記述されているが、「キャッシュ・フローのシナリオ」だけでは、それが一会計期間と全会計期間のいずれの事業活動の成果であるかが明確でないため、一会計期間における事業活動の成果であることを明示的に示すべきではないか。

第 7 章 「表示及び開示」 （財務諸表の目的及び範囲、伝達ツールとしての表示及び開示）

- 特段コメントは示されなかった。

第 7 章 「表示及び開示」 （財務業績に関する情報）

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 概念 ED の第 7 章のコメント文案において、「当期に発生した収益又は費用は、企業の財政状態の報告の観点からは目的適合的であるが企業の財務業績の報告観点からは目的適合的でない測定値から算定されている場合がある」との記述があるが、当該記述は、第 6 章のコメント文案における「企業の財務業績を報告する目的上の測定基礎を基準設定プロセスにおいて最初に考慮すべきである」という事務局による提案が受け入れられなかったことを前提としているのか確認したい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 収益又は費用は、定義上、資産及び負債の差額から導かれており、資産及び負債は財政状態の報告の観点から選択されるため、計算構造上、財務業績の報告の観点か

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ら目的適合的な結果が導かれない場合もある。当該記述の趣旨は、資産及び負債の差額をそのまま純損益として認識することは、財務業績の報告の観点から目的適合的でない結果が導かれる可能性があることに対して懸念を示すものである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 事務局による純損益の定義案は、純損益の目的の明確化であり、定義になっていないのではないか。純損益の定義を「企業が当期中に自らの経済的資源に対して得たリターンを描写するもの」とした場合、時価変動も純損益に含まれてしまう可能性があるため、代替案として「企業が当期の一会計期間における事業活動の成果を描写するもの」と修文したうえで、「翌期以降の成果の予測に資するもの」という文言を追加することにより対象を絞るような定義案を検討すべきではないか。
  - 「不可逆性」に関する説明が分かりにくい。このため、「不可逆性」を純損益の定義において考慮すべき必須の要素とするのではなく、短期的な時価変動は財務業績の報告の観点から測定基礎として目的適合性がない旨を言及する方がより分かりやすくなるのではないか。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 事務局による純損益の定義案では、保有利得も純損益に含まれる可能性がある。他方、概念 ED の第 7.20 項の記述には、受託責任に関する記述も含まれており、当該記述をそのまま使用した方が良いのではないか。
  - 事業活動に関する記述を純損益の定義に含める場合、事業活動は受動的な経済的資源の増減ではなく、自ら能動的に事業活動を行った成果であることが明示されるように修文した方がよいのではないか。

ASBJ ショート・ペーパー・シリーズ第 2 号「概念フレームワークにおける認識規準」（案）

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - ショート・ペーパー（案）における「交換取引」に関する記述について、教科書等では異なる意味で使用されてきており、工夫が必要ではないか。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 事務局の熱意は伝わるものの、内容は十分に伝わってこない。このため、内容について一定の納得感が伴わない場合、ペーパーを提出すべきではないのではないか。
  - 交換取引と非交換取引への分類や複数項目グループへ原則を適用する場合などに関して、補足的な説明が必要ではないか。
  - 具体的な事例に沿った説明を追加することによって、ペーパーがより分かりやすくなるのではないか。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。